

平成22年(行ウ)第20号 公金支出金返還請求事件

原告 渋谷 登美子 外2名

被告 嵐山町長 岩澤 勝

準備書面 (3)

平成23年9月28日

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 関口 幸男

吉田集会所
講座運営委員会
事務局

第1 原告準備書面(2)について

- 1 原告は、補助参加人に対し、ダンス講師としての謝礼（1回2時間程度1万円）を支払ったことは、特定地域、特定領域における政治的リーダーとして特に優遇したものであるとか被告や職員の過度な精神的負担を避けるため、黙認し継続してきた、などと主張するが全くの憶測もしくは邪推である。
- 2 本件あれあい講座講師には、講座を通して人権意識の向上や差別や偏見のない明るい地域作りを進める大きな役割がある。本件地区は、同和対策特別措置法の対象地であり(吉田集会所設置管理条例1条 乙第1号証)、ダンスの指導とともに人権教育の推進という講師としての大きな役割を担っている。吉田集会所「ふれあい講座」の目的は、地域の人々の様々な交流を通して人権意識の高揚をはかり、差別や偏見のない明るい地域作りを進めること、また、健康で明るく楽しい家庭や互いに支え合える地域作りをめざすことである(吉田集会所事業計画 乙第2号証)。

- 3 標助参加人松本美子への講師依頼については、例えは将来その道へ進もうとする者を育成すると言った目的のために高度な専門性を有する技能に着目して依頼した、というものではなく、長年ダンスを行ってきた者として力量があると判断し、また、ふれあい講座の目的である地域の交流を通しての人権意識の高揚や差別や偏見のない明るい地域作りを進めていく上で適任者であると考え依頼したものである。従つて、謝礼も前記程度の少額である。
- 4 脱外松本千恵子も、講師の資格は持っていないが、長年ふれあい講座ダンス教室の受講生であり、講師同様の力量を有するとともに、ふれあい講座の目的である地域の交流を通しての人権意識の高揚や差別や偏見のない明るい地域作りを進めていく上で適任者であると考えて依頼した。
- 既に述べたように、健康ダンス講座においては高度な専門性や技術性を求めているものではない。
- 5 原告は補助参加人松本美子を同好会と位置付けるべき活動の世話役であるとの主張であるが、町は、町の有償ボランティア等と違い人権教育の推進についても大きな役割を担っている講師と考えている。
- 6 ふれあい講座講師料は公民館講座講師料と比べると1時間当たり1,500円高いが、特に大きな金額の差とは考えられない。本件講師の依頼は、人権教育を推進していくためであり、吉田集会所ふれあい講座講師を優遇したものではない。
- 7 原告は、政治倫理条例について述べているが、嵐山町議会議員政治倫理条例の目的は、議会の役割並びに議員及び町民の責務を明確にし、政治倫理を確立するためには議員として活動する際に遵守すべき行動基準を定めるとともに、町民が議員の活動について説明を求め、議員に説明を義務付ける審査機関を設けることにより、議会が町民から信頼を得て、公正、清淨で民主的な町政の発展に寄与することを目的としたものである。
- また、議会は、政治倫理審査会の報告または勧告を尊重するとともに、当該

被請求議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、町民の信頼を回復するためには必要な措置を講ずるものとするとなつており、議員の自主的な判断や説明責任などを定めたもので、契約を無効ならしめたりするものではない。これらは財務会計の適否の問題である住民訴訟制度とは全く趣旨目的が違うものであり、本訴とは関係ない。

また、法令と条例との関係について、「... 政治倫理条例を上乗せ規制として定めた嵐山町においては...」(原告準備書面2の10頁)と主張するが、本条例は、自治法92条の2の上乗せ規制を定めたものではない。議員の身分に係わるような事項は、全国一律に定められるべき事項であり、公書のような地域の実情によって異なり、各地域によって適切に条例によって規制されるべき事項とは異なるものであるからである。すなわち、原告は、同書面11頁以下で、条例が法令に違反する場合として上乗せ条例の例(同12頁)を挙げているが、本条例を上乗せ条例のように考えているとすれば同条例は法令に反するものとして無効となってしまう。

以上

C

平成22年(行ウ)第20号 公金支出金返還請求事件

原 告 渡 谷 登 美 子

被 告 嵐 山 町 長 岩 澤 勝

証 拠 説 明 書

平成23年9月28日

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 関 口 幸
吉田集会所
吉田集会所
吉田集会所
吉田集会所

号証	標 目	作成年月日 (平成)	作 成 者	立 証 趣 旨
乙1	条 例 写し	4. 9. 18	嵐山町	吉田集会所が社会同和教 育推進の場であること
乙2	事業計画 写し	2. 1. 3月	吉田集会所 運営委員会	ふれあい講座で差別、偏 見のない地域作りを目指 すこと

○嵐山町立吉田集会所設置及び管理条例

平成4年9月18日
条例 第27号

嵐山町立吉田集会所設置及び管理条例（昭和49年条例第12号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 同和問題の解決をはかるため、社会同和教育推進の場として、嵐山町立吉田集会所（以下「集会所」という。）を設置する。

（位置）

第2条 集会所の位置は、嵐山町大字吉田2137番地1に位置する。

（運営委員会）

第3条 集会所の企画運営をはかるため、嵐山町立吉田集会所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（定数）

第4条 委員の定数は、15人以内とし、次に掲げる者の中から教育委員会が任命する。

- (1) 社会教育委員
- (2) 学校長
- (3) 社会教育関係団体の代表者
- (4) 地区住民の代表者
- (5) 知識経験者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（使用料）

第6条 集会所の使用料は、無料とする。

（損害賠償）

第7条 集会所の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その使用中に集会所の設備又は施設等を破損若しくは失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

第9編 教育 (嵐山町立吉田集会所設置及び管理条例)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、集会所に関する必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行前に嵐山町立吉田集会所設置及び管理条例に基づき委嘱された委員は、第4条の規定により任命された委員とみなす。
- 3 この条例施行後の最初の委員の任期は、第5条の規定にかかるらず平成5年3月31日までとする。

C

平成21年度 嵐山町立吉田集会所事業計画

運営委員会資料

第二号 証

対象	「あれあい講座」(成人群)	「あれあいじゅく」(小学生群)
対象	吉田地区の一般・成人	七郷小学校児童
期間	平成21年7月～平成22年2月	平成21年5月～平成22年2月
目的	<p>地域の人々のさまざまな交流を通じて人権意識の高揚を図り、差別や偏見のない明るい地域づくりを進める。</p> <p>健康で明るく楽しい家庭や、互いに支え合える地域づくりをめざす。</p>	<p>仲間意識を大切にして、差別の無い明るい人間関係を育む。</p> <p>児童の自主的な活動を通して、基本的な生活習慣の確立を図り、助け合い、支え合える力を育てる。</p> <p>学力の向上をめざす。</p>
内容	<p>開講式 健康ダンス 手芸 カラオケ 探訪研修[観察研修] わが身を守る研修 そぼ打ち 健康づくり (おやつ作り) (もちつき) (グラウンドゴルフ) 開講式(集会所まつり)</p>	<p>開級式 教科や人権の学習 パソコン 折り紙 カルタ サマーキャンプ 保護者会 (おやつ作り) (もちつき) (グラウンドゴルフ) 開級式(集会所まつり)</p>
	年間54回	年間25回
備考	<p>「嵐山まつり」 「人権フェスティバル」 「県民の集い」</p> <p>つけよう・磨こう・伝えよう 自分の技を</p>	<p>比企地区サマーキャンプ参加 (ときがわ町「木のむらキャンプ場」)</p>